

請願 第35号

受付 令和元年 5月23日

付託 令和元年 6月 3日

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

紹介議員 阿部 洋子・山野井 隆・池田 慈・加増 充子・石井めぐみ  
遠山智恵子・小池 悦子・齋藤 久代

### ・請願趣旨

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過しましたが、いまだその見通しは立っておりません。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲とした一方で、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると「民法の見直し」を「国会に」委ねましたが、やはり議論は進まないままです。

別姓が法的に認められない中、改姓によるキャリアの分断を避けるため旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルは少なくありません。取手市においても、県内や東京に通勤する共働き家庭、つくば市で働く研究者や、医師等の資格職者が多く、選択的夫婦別姓制度が求められていることは間違いありません。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に結婚できないという人も生まれています。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が反対を大きく上回ったことが明らかになりました。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は84.4%にのびります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっています。

家族のかたちの多様化が進む中、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが国会及び政府の責務です。取手市議会としても、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

### ・請願事項

国の関係機関へ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を、取手市議会として国に提出すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和元年 5月23日

請願者代表

住所 茨城県牛久市田宮町531-75

氏名 小泉 祐里ほか1人

取手市議会議長 殿